

2016年6月10日



～毎月10日は人権を考える日～

## 差別落書きやインターネットの悪用について考える

「平成26年度 人権問題に関する市民意識調査」(西条市教育委員会・西条市人権教育協議会)では、「駅のトイレなどの公共施設で差別落書きを見つけたら、あなたはどうしますか」という問いに対して、「放置する」と答えた人が約6割います。

放置しておくとした人は、「かかわりを持ちたくない」「自分に関係ない」という意識が働いていると思われます。

次に、インターネットの普及により、インターネットを悪用した行為(他人への中傷や侮辱、無責任な噂、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み)が増えています。これは人権侵害につながります。

差別落書きやインターネットへの差別的な書き込みは、差別意識や偏見を助長・拡大させる極めて悪質な行為です。また、差別落書きは消したら済むものではなく、人の心を深く傷つけるもので、決して許されるものではありません。

インターネットへの差別的な書き込みや建物、公共物への落書きは、刑法に定める名誉毀損罪、侮辱罪や器物損壊罪といった犯罪になる場合もあります。

差別落書きをしない、させないために市民のみなさん一人ひとりが人権意識をしっかりと持ち、発見したらすぐに、差別落書きがあった施設等の管理者や西条市教育委員会人権教育課に連絡してください。インターネットは便利なものですが、ルールやモラルを守り正しい利用を心がけましょう。

法務省の人権擁護機関では、インターネットを悪用した人権侵害をなくすための啓発活動を行っています。  
(法務省ホームページ・<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>)

法務省のインターネット人権相談受付窓口

電話 0570-003-110

西条市人権教育協議会・西条市教育委員会